

津奈木町人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況（教育長を除く）

平成27年4月1日 現在の職員数 A	退職 B	採用 C	平成28年4月1日 現在の職員数 A-B+C
66人	1人	0人	65人

※退職は平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、採用は平成27年4月2日から平成28年4月1日までの人数を計上。

(2) 職員採用の状況

区 分			平成27年度	平成28年度	増 減
正規の試験	一般行政事務	高卒程度	2人	0人	△2人
合 計			2人	0人	△2人

(3) 退職者の状況（平成27年度）

区 分	退職者数	備 考
定年退職	1人	
定年前早期退職（勸奨退職）	人	
普通退職	人	
合 計	1人	

(4) 部門別職員数の状況

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成 27 年	平成 28 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1 欠員補充に伴う増 △1 事務分担見直しによる縮小	
		総 務	18	19		
		税 務	4	3		
		民 生	7	7		
		衛 生	5	5		
		農 林 水 産	8	8		
		商 工	1	1		
		土 木	6	6		
		計	50	50		
	教育部門		10	9	△1	退職不補充による減
	小 計		60	59	△1	
公 営 企 業 等	水 道		1	1		
	そ の 他		5	5		
	公 営 企 業 等 会 計		6	6		
合 計			66	65	△1	

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.3 歳	287,387 円	331,412 円
技能労務職	* 歳	* 円	* 円

（注） 1 「平均給料月額」とは平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が 1 人の場合はアスタリスク（*）表記。以下、同じ。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		津 奈 木 町
一般行政職	大 学 卒	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円
	中 学 卒	134,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	209,700 円	253,600 円	294,500 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事、技師	10 人	17.2 %
2 級	主事、技師	8 人	13.8 %
3 級	参事	19 人	32.8 %
4 級	課長補佐、主幹（班長）	12 人	20.7 %
5 級	課長、事務局長（審議員）	6 人	10.3 %
6 級	総務課長及び総務課長と同等職	3 人	5.2 %

（注） 1 津奈木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 一般行政職とは、行政職給料表（1）適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたもの。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	期末手当	勤勉手当
6 月期	1. 225 月	0. 80 月
1 2 月期	1. 375 月	0. 80 月
計	2. 60 月	1. 60 月

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

津 奈 木 町		
(支給率)	自己都合	早期退職・定年
勤続 20 年	20. 445 月分	25. 55625 月分
勤続 25 年	29. 145 月分	34. 5825 月分
勤続 35 年	41. 325 月分	49. 59 月分
最高限度額	49. 59 月分	49. 59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（2～45%加算）	

(3) その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価（国に準じて実施）												
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 ①配偶者 ②満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 ③満 60 歳以上の父母及び祖父母 ④満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者 <table> <tr> <td>・ 配偶者</td><td>1 3, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>・ 2 人まで（配偶者扶養）</td><td>6, 5 0 0 円</td></tr> <tr> <td>・ 1 人（配偶者非扶養）</td><td>6, 5 0 0 円</td></tr> <tr> <td>・ 1 人（配偶者なし）</td><td>1 1, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>・ その他</td><td>6, 5 0 0 円</td></tr> <tr> <td>・ 特定期間の加算</td><td>5, 0 0 0 円</td></tr> </table>	・ 配偶者	1 3, 0 0 0 円	・ 2 人まで（配偶者扶養）	6, 5 0 0 円	・ 1 人（配偶者非扶養）	6, 5 0 0 円	・ 1 人（配偶者なし）	1 1, 0 0 0 円	・ その他	6, 5 0 0 円	・ 特定期間の加算	5, 0 0 0 円
・ 配偶者	1 3, 0 0 0 円												
・ 2 人まで（配偶者扶養）	6, 5 0 0 円												
・ 1 人（配偶者非扶養）	6, 5 0 0 円												
・ 1 人（配偶者なし）	1 1, 0 0 0 円												
・ その他	6, 5 0 0 円												
・ 特定期間の加算	5, 0 0 0 円												

住居手当	①自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃 23,000 円以下・・・家賃額－12,000 円 ・家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満(家賃額－23,000 円) ×1/2+11,000 円 ・家賃 55,000 円以上・・・27,000 円 ②単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅 を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額 12,000 円を超え る家賃を支払っている職員 ③単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支 給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額 12,000 円 を超える家賃を支払っている職員 (②・③)・・・「職員の居住する借家・借間」により算出される額の 1/2
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を 常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 片道 2km 以上であること。(運賃等相当額が 55000 円以下については 運賃等相当額) ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤する ものとした場合の通勤距離が片道 2km 以上であること。 ～ 5 k m ・ ・ 2,000 円 5 k m ～ 1 0 k m ・ ・ 4,200 円 1 0 k m ～ 1 5 k m ・ ・ 7,100 円 1 5 k m ～ 2 0 k m ・ ・ 10,000 円 2 0 k m ～ 2 5 k m ・ ・ 12,900 円 2 5 k m ～ 3 0 k m ・ ・ 15,800 円 3 0 k m ～ 3 5 k m ・ ・ 18,700 円 3 5 k m ～ 4 0 k m ・ ・ 21,600 円 4 0 k m ～ 4 5 k m ・ ・ 24,400 円 4 5 k m ～ 5 0 k m ・ ・ 26,200 円 5 0 k m ～ 5 5 k m ・ ・ 28,000 円 5 5 k m ～ 6 0 k m ・ ・ 29,800 円 6 0 k m ～ ・ ・ 31,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する。 ・総務課長 ・ ・ 63,000 円 ・課長相当職（総務課長を除く） ・ ・ 41,000 円 ・教育課長、議会事務局長、農業委員事務局長 及び審議員 ・ ・ 39,400 円

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩、週休の状況

1 日の勤務時間 7 時間 4 5 分、1 週の勤務時間 3 8 時間 4 5 分

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類		付 与 要 件	付 与 日 数
年次有給休暇		職員の請求時	年 20 日を限度に付与
病気休暇		職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間（90 日以内）
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	被災者救援活動等のボランティア	5 日以内
	結婚休暇	結婚式等の行事	連続する 5 日の範囲内 (結婚の日の 5 日前から結婚の日の後 1 ヶ月)
	産前休暇	8 週間（多胎妊娠 14 週間）以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8 週間
	育児時間休暇	生後満 1 歳に達しない子の育児	1 日 2 回、各々 30 分以内
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話を行う場合	1 の年において 5 日の範囲内
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2 日以内
	男性職員育児参加休暇	妻の産前産後期間中における子の育児	5 日
	親族の死亡休暇	親族の死亡	1 日～7 日
	夏期休暇	7 月から 9 月における休暇	3 日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年 5 日以内
組合休暇		許可を得て職員団体の業務に従事	年 20 日以内（無給）
介護休暇		相当期間、配偶者等の介護を行う	連続する 6 月の期間内で必要と認められる期間

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成 27 年度中）人

処分理由 \ 処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合					0
心身の故障の場合					0
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
計	0	0	0	0	0

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によって職責を果たすことができない場合などに本人の意に反して、不利益な処分をすることです。

(2) 懲戒処分の状況（平成 27 年度中） (人)

処分理由	処分の種類				
	降任	降給	休職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反した場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					0
上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合					0
計	0	0	0	0	0

※ 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及しておこなう不利益処分のことです。

7 職員の服務の状況

服務に関する基本的原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念しなければならない基本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ①法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治行為の制限
- ⑥争議行為の禁止
- ⑦営利企業等の従事制限

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成 27 年度）

区 分		研修内容（実施場所等）	受講人数（延べ人数）
職場内研修		庁舎内集合研修	121
熊本県研修協議会		一般研修	9
		専門研修	33
県外研修所等研修		市町村アカデミー等	9
		市町村職員海外派遣事業	1
派遣研修	熊本県市町村職員研修	熊本県市町村課行政班	1
合 計			174

(2) 人事評価の状況（平成 26 年度）

区分	課長級	課長補佐・主幹級	係長・参事	主事・技師級
評定項目	能力・業績（目標管理）	同左	同左	同左
評定時期	毎年 3 月 1 日現在	同左	同左	同左
活用分野	昇任・配置	同左	同左	同左

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

区分	概 要
共済制度	熊本県市町村職員共済組合制度による
健康診断	定期健康診断
	腹部超音波検診
互助会組織	名称 津奈木町役場職員互助会
	加入者 常勤の特別職、一般職員
	主たる事業 職員の健康増進/親睦融和のための事業
	主たる財源 互助会費
	町からの助成 0 円

(2) 公務災害等の発生状況

種 類	発生件数	事案の概要
通勤災害	0	
公務災害	0	

(3) 育児休業の取得状況 (人)

区分	平成 27 年度中に新たに育児休業の			承認期間		
	対象となった 職員	うち育児休業 取得者	うち部分休業 取得者	1 年以内	～ 2 年	～ 3 年
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	1	0
計	1	1	0	0	1	0

(4) 利益保護の状況

内 容	件 数	処理の状況
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0	
職員の対する不利益な処分についての不服申し立て	0	